第 2 章 公共用水域の水質監視1 類 型 指 定 状 況

環境基準の類型は、水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域を対象に、国または知事が各水域ごとに水質及び利水状況等を考慮して指定している。

国が指定権限を有する水域については、昭和 45 年 9 月の閣議決定により渡良瀬川上流水域を、昭和 48 年 3 月には環境庁告示により那珂川、鬼怒川及び渡良瀬川の県際河川を類型指定した。また、環境省告示により平成 13 年 3 月に深山ダム貯水池と川治ダム貯水池を、平成 15 年 3 月に川俣ダム貯水池を類型指定した。

知事が指定権限をもつ水域については、昭和 48 年 2 月及び 9 月に 33 河川 2 湖沼、昭和 52 年 4 月に 10 河川、昭和 55 年 12 月に 5 河川について類型を指定し、昭和 60 年 4 月には窒素・りんに係る環境基準について、中禅寺湖(窒素を除く)、湯の湖を類型指定した。さらに、平成 17 年 1 月には栃木県告示により新たに 4 水域の類型指定を含む 11 水域の類型改定等全面的な見直しを実施した。平成 21 年 4 月 1 日現在、類型指定は 48 河川 5 湖沼となっている。

類型指定された水域では、生活環境の保全に関する環境基準が類型に応じて適用される。

表 2 - 1 環境基準類型指定水域一覧表

水系		水 域 名	該当類型 び達成期		環境基準地 点	設 定 年月日				
	那珂川 1	(湯川合流点より上流。)	АА	7	恒 明 橋	昭和 48.3.31 環告示 21 号				
那	那珂川 2	(湯川合流点から早戸川合流点まで。)	Α	ノ	新那珂橋 野 口	"				
	高雄股川	(流入する支川を含む。)	АА	1	高雄股橋	平成 17.1.28 県告示 43 号				
	湯川	(流入する支川を含む。)	Α	1	湯川橋	"				
珂	余 笹 川	(流入する支川(黒川を除く。)を含む。)	Α	1	川田橋	"				
	黒川	(流入する支川を含む。)	Α	イ	新田橋	"				
	松葉川	(流入する支川を含む。)	Α	1	末 流	"				
JII	第 川	(流入する支川(蛇尾川を除く。)を含む。)	Α	1	第 川 橋	"				
'''	蛇尾川	(流入する支川を含む。)	Α	1	宇田川橋	"				
	武茂川	(流入する支川を含む。)	Α	1	更 生 橋	"				
	荒川	(流入する支川(内川及び江川を除 く。)を含む。)	Α	1	向 田 橋	"				
	内 川	(流入する支川を含む。)	Α	イ	旭 橋	"				
	江 川	(流入する支川を含む。)	Α	1	末 流	"				
	逆川	(流入する支川(坂井川を除く。)を含 む。)	Α	1	末 流	"				
	鬼怒川1	(大谷川合流点より上流。)	AA	1	川治第一 発電所前	昭和 48.3.31 環告示 21 号				
鬼怒	鬼怒川 2	(大谷川合流点から田川合流点まで。)	Α	イ	鬼怒川橋(宝積寺)川島橋	"				
川	男 鹿 川	(流入する支川を含む。)	A A	イ	末 流 (川治橋)	平成 17.1.28 県告示 43 号				
''	板穴川	(流入する支川を含む。)	АА	イ	末 流	"				
	大谷川	(流入する支川(志渡渕川を除く。) を含む。)	A A	イ	開進橋(針)貝)	11				

水系	水 域 名	該当類型及 び達成期間	環境基準 地 点	設 定 年月日
	湯 川 (流入する支川を含む。)	A 1	末 流	平成 17.1.28 県告示 43 号
	志渡渕川 (流入する支川を含む。)	В 🗆	筋違橋	"
	西鬼怒川 (流入する支川を含む。)	A 1	西鬼怒川橋	"
	江川上流 (高宮橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 🗆	高宮橋	"
鬼	江川下流 (高宮橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A 1	末 流	"
	田川上流 (御用川合流点から上流の区域に限 る。)	A イ	大 曽 橋	"
怒	る。) (流入する支川(赤堀川を除く。) を 含む。)			
Ш	田川中流 (御用川合流点から明治橋までの区域に限る。) (流入する支川(御用川及び釜川を除く。)を含む。)	СП	明治橋	"
	田川下流 (明治橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 🗆	梁 橋	"
	赤 堀 川 (流入する支川を含む。)	A 🗆	木和田島	"
	御 用 川 (流入する支川を含む。)	СП	錦中央公園	"
	釜 川 (流入する支川を含む。)	C 1	つくし橋 (末流)	"
小	小 貝 川 (流入する支川(百目鬼川を除く。) を含む。)	A 1	三谷橋	"
月	五 行 川 (流入する支川(野元川及び行屋川 を除く。)を含む。)	A 1	桂橋	"
Ш	野 元 川 (流入する支川を含む。)	A 1	末 流	"
	行 屋 川 (流入する支川を含む。)	A イ	常盤橋	"
	渡良瀬川上流(足尾ダムから赤岩用水取水口まで。)	A 1	高津戸	昭和 45.9.1 閣議決定
渡	渡良瀬川 2 (桐生川合流点から袋川合流点まで。)	В 🗆	葉鹿橋	昭和 48.3.31 環告示 21 号
	渡良瀬川 3 (袋川合流点から新開橋まで。)	В Л	渡良瀬大橋 (早川田)	"
良	渡良瀬川4 (新開橋から利根川合流点まで。)	В 🗆	三国橋	"
	神子内川 (流入する支川を含む。)	A 1	末 流	平成 17.1.28 県告示 43 号
瀬	小俣川上流(新上野田橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	А П	新上野田橋	"
JII	小俣川下流(新上野田橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 1	末 流	"
′''	松田川上流(新松田川橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	А 🗆	新松田川橋	"
	松田川下流(新松田川橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 1	末 流	"

水系	水 域 名	該当類型及 び達成期間	環境基準地 点	設 定 年月日
	袋川上流 (助戸から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 🏻	助戸	平成 17.1.28 県告示 43 号
	袋川下流 (助戸より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	D 🗆	袋川水門 (末 流)	"
	旗川 上流 (高田橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A 🗆	高田橋	"
į.	旗川下流 (高田橋より下流の区域に限る。) (流入する支川(出流川を除く。) を含む。)	В 1	末 流	"
渡	出 流 川 (流入する支川を含む。)	в Л	末 流	<i>II</i>
	矢 場 川 (流入する支川(姥川を除く。)を含む。)	C 1	矢場川水門 (末流)	"
	才 川 (流入する支川を含む。)	A 🗆	末 流	"
良	秋山川上流(堀米橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A 1	小 屋 橋 (仙 波) 堀 米 橋	"
	秋山川下流(堀米橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	C 1	末 流	"
瀬	三 杉 川 (流入する支川(鷲川を除く。)を含む。)	В 1	末 流	"
	巴波川上流(吾妻橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	C 1	吾 妻 橋	"
	巴波川下流(吾妻橋から上流の区域に限る。) (流入する支川(永野川を除く。)を 含む。)	В 1	巴波橋	"
Ш	永野川上流(赤津川合流点より上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A 1	星野橋大岩橋	"
	永野川下流(赤津川合流点から下流の区域に限 る。) (流入する支川を含む。)	В 1	落 合 橋 (末流)	"
	思川上流 (黒川合流点より上流の区域に限る。) (流入する支川(大芦川を除く。)を含む。)	A 1	保 橋	"
	思川下流 (黒川合流点より下流の区域に限る。) (流入する支川(黒川及び姿川を除く。) を含む。)	В 1	乙女大橋	"
	大 芦 川 (流入する支川を含む。)	AA イ	赤石橋	"
	黒 川 (流入する支川を含む。)	A 1	御 成 橋	"
	姿 川 (流入する支川(新川及び赤川を除 く。)を含む。)	В 1	宮前橋	"
その	押 川 (流入する支川を含む。)	A 1	越地橋	"
他	西仁連川 (流入する支川を含む。)	В 🗆	武井橋	"
湖	湯の湖 (全域)	A イ・ ロ	湖 心	"
湖 沼 	中禅寺湖 (全 域)	AA 1 · I 1	湖 心	"

水系	水 域 名	該当類型及 び達成期間	環境基準地 点	設 定 年月日
349	深山ダム貯水池(深山湖)(全域)	AA 1 · I ː	湖 心	平成 13.3.30 環告示 17 号
沼	川治ダム貯水池(川治湖)(全域)	AA = ·	湖 心	"
	川俣ダム貯水池(川俣湖)(全域)	Aイ・ イ	湖 心	平成 15.3.27 環告示 36 号

- (注) 1 該当類型及び達成期間の欄は次のとおりとする。
 - (1) 該当類型は、表1-2生活環境の保全に関する環境基準を示す。
 - (2) 達成期間の分類は、次のとおりとする。
 - 「イ」は、直ちに達成
 - 「口」は、5年以内で可及的速やかに達成
 - 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
 - 「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成 に努める。
 - 2 水域名及び環境基準地点は県外にあるものであっても、本県に関係あるものを含む。

那珂川2(野口) 鬼怒川2(川島橋) 渡良瀬川上流(高津戸) 渡良瀬川3(渡良瀬大橋) 渡良瀬川4(三国橋) 押川(越地橋)

表 2 - 2 環境基準類型指定状況

	□	区分		河川水・湖域		類型別水域数内訳								環境
	<u> </u>	л	・ 湖沼数	数数	АА	Α	В	C	D	Е				基準地点数
	那珂	川水系	1 3	1 4	2	12	-	1	-	1				1 5
河	鬼怒儿水系	川・小貝川	1 6	2 0	4	10	3	3	-	1				2 1
Ш	渡良	瀬川水系	1 7	2 8	1	10	13	3	1	-				2 9
	その	他の水系	2	2	-	1	1	-	-	-				2
	小	計	4 8	6 4	7	33	17	6	1	ı				6 7
	湖	沼	5	5	3	2	-	ı	-	-	2	2	1	5
	合	計	5 3	6 9	10	35	17	6	1	-	2	2	1	7 2

- (注) 1 渡良瀬川上流水域については、水域数には計上しているが、同水域の環境基準地点(「高津戸」)を地点数に含んでおらず、本年表中では、補助地点である「沢 入発電所渡良瀬川取水堰」をもってこれに代えている。
 - 2 類型のうち、 ・ ・ については窒素及びりんに係る類型を示す。
 - 3 その他の水系とは、押川(久慈川水系)及び利根川に直接流入する西仁連川である。なお、本年表中では、押川を那珂川水系に、西仁連川を渡良瀬川水系に含めている。